

## 危険ドラッグの所持・使用等は絶対にダメ！！

違反した場合、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらが併科されます。

### 危険ドラッグって何？

「合法ドラッグ」、「脱法ドラッグ」などと称し、麻薬や向精神薬と同様に多幸感や快感を高めたり、幻覚作用等を有するもので、人に乱用させることを目的として販売等されている製品をいいます。アダルトショップやドラッグ専門店、インターネット等で、多くはハーブ、お香、アロマ、芳香剤、バスソルト、ビデオクリナー、観賞用標本、試薬などと目的を偽装し販売されています。危険ドラッグは、インターネット等で容易に購入できることから、麻薬や覚醒剤等の薬物乱用への入口「ゲートウェイドラッグ」としても問題となっています。

ハーブだから・・・、お香だから・・・、芳香剤（アロマ）だから・・・、バスソルトだから・・・、「合法」ということはありません！

### 危険ドラッグは大変危険！

誰がどこで製造したかも分からない・・・  
何がどれだけ含まれているかも分からない・・・  
どんな健康障害がでるかも分からない・・・

危険ドラッグの摂取や使用は大変危険です。興味本位であっても決して摂取や使用をしないで下さい。使用後に自己コントロールできずやめられなくなったり、幻覚や意識障害、その他健康障害が起きたりして救急搬送される事例が起きています。

なお、麻薬成分が含まれる製品は、「麻薬及び向精神薬取締法」により、その所持・譲渡・譲受・使用等が厳しく禁じられています。

危険ドラッグは、買わない、使わない、かかわらない！